

通信教育部の学則は下記のとおりです。学則をわかりやすく解説したものが『学習の手引き』ですので、『学習の手引き』をご理解いただければ学習の進行に問題はありません。

## 第1章 目的、使命及び自己評価

### (目的・使命)

第1条 東北福祉大学通信教育部は、建学の精神に則り本学通学の課程に則して、主として通信の方法により広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする。

### (自己評価等)

第2条 本通信教育部は、前述の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する詳細は、別に定める。

## 第2章 組織及び収容定員

### (学部・学科及び定員)

第3条 本学総合福祉学部通信教育部を置く。

2 通信教育部に次の学科を置く。

- ・社会福祉学科
- ・福祉心理学科

3 前項の学科に置く入学定員及び収容定員は次の通りとする。

学 科 名	入学定員	収容定員
社会福祉学科	600名	2,400名
福祉心理学科	200名	800名
計	800名	3,200名

4 学部学科の教育研究上の目的は、別添1の通りとする。

### (修業年限)

第4条 本学通信教育部の修業年限は4年とする。

### (在学年数)

第5条 学生は10年をこえて在学することができない。

2 最長在学期間については次のように定める。

入学年次	最長在学期間
1年次入学	10年
2年次編入学	9年
3年次編入学	8年

## 第3章 教員組織

### (教 員)

第6条 通信教育部の学生の学修指導は、本学の専任教員が担当する。但し、必要があるときは上記以外の教員をもってこれに充てることがある。

## 第4章 運営組織

### (部長・副部長・事務部長)

第7条 通信教育部に通信教育部長、副部長及び事務部長を置く。

### (通信教育部委員会)

第8条 通信教育部に通信教育部委員会を置く。

2 通信教育部委員会は、別に定める事項を審議する。

3 通信教育部委員会の組織及び運営については別に定める。

### (教授会)

第9条 教授会は、通信教育部に関わる以下の事項を審議する。

- (1) 教育課程及び試験に関する事項
- (2) 入学及び卒業等に関する事項
- (3) 学則に関する事項
- (4) その他大学が必要と認める事項

### (通信教育事務局)

第10条 通信教育部に関する教学等の事務取扱は通信教育事務局で行う。

## 第5章 教育課程及び学修指導

### (授業科目及び単位数)

第11条 授業科目は、共通基礎科目、専門必修科目、専門選択科目、資格科目とする。

2 授業科目及び単位数は次のとおりである。

- (1) 総合福祉学部社会福祉学科 (別表1)
- (2) 総合福祉学部福祉心理学科 (別表2)
- (3) 社会福祉士受験資格に関する指定専門科目 (総合福祉学部) (別表3)
- (4) 精神保健福祉士受験資格に関する指定専門科目 (総合福祉学部) (別表4)
- (5) 教育職員免許状に関する科目 (総合福祉学部社会福祉学科) (別表5)
- (6) 社会福祉主事任用資格に関する科目 (総合福祉学部) (別表6)
- (7) 単位互換協定にもとづく特別聴講学生履修可能科目 (総合福祉学部) (別表7)
- (8) 認定こども園法改正にもとまう幼稚園教諭免許

状・保育士資格取得の特例講座（幼保特例講座）に関する科目（子ども科学部・総合福祉学部（通学課程））で本学則第15条の方法で授業をおこなうもの（別表8）

**（教育職員免許状授与の所要資格の取得）**

**第12条** 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法に施行規則に定める所要の単位（別表5）を修得しなければならない。

2 本学の学部・学科において当該所要単位を修得できる教育職員の免許状の種類は、次のとおりである。

学部	学科	教育職員免許状の種類 (教科又は領域)
総合福祉学部	社会福祉学科	高等学校教諭一種普通免許状（福祉）特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者・聴覚障害者）

3 平成27年度以降入学の1年次入学学生、平成28年度以降入学の2年次編入学生、平成29年度以降入学の3年次編入学生は教育職員免許状を取得することはできない。

**（各種資格の取得）**

**第13条** 総合福祉学部の学生で社会福祉士の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士の指定専門科目（別表3）を修めて卒業しなければならない。社会福祉士の養成地域や養成課程の定員等は別添3に定める。

2 総合福祉学部の学生で精神保健福祉士の受験資格を得ようとする者は、精神保健福祉士の指定専門科目（別表4）を修めて卒業しなければならない。精神保健福祉士の養成地域や養成課程の定員等は別添4に定める。

3 総合福祉学部の学生で社会福祉主事の任用資格を得ようとする者は、社会福祉主事任用資格に関する科目（別表6）を修めて卒業しなければならない。

4 本学の通学の課程の子ども科学部・総合福祉学部が開講する「認定こども園法改正にともなう幼稚園教諭免許状・保育士資格取得の特例講座（幼保特例講座）に関する科目」を履修しようとする者は、総合福祉学部 通信教育部の科目等履修生または正科生として在籍したうえで、本学則第15条の方法で授業がおこなわれる別表8の単位を修得しなければならない。

**（年次配当）**

**第14条** 授業科目はこれを4学年次にわたり配当して学修指導を行う。

**（授業の方法）**

**第15条** 授業は、印刷教材等による授業、放送授業、メディアによる授業、面接授業のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 印刷教材等による授業、放送授業の実施に当たって

は、添削等による指導を併せ行うものとする。

**（単位数の算定基準）**

**第16条** 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- 印刷教材等による授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。
- 放送授業については15時間の放送授業をもって1単位とする。
- 面接授業、メディアを利用して行う授業の講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 面接授業の実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 印刷教材等による授業、面接授業、メディアを利用して行う授業、放送授業のうち2つ以上の方法を組み合わせて行う授業の単位数の計算の方法は、別途定める。

**（年間履修単位）**

**第17条** 通信教育部における授業科目の履修単位は1年間32単位を標準とする。なお、1年間に履修できる単位数は50単位を超えないものとする。

**（教材）**

**第18条** 教科書、学修指導書、その他補助教材は教育課程に依りて配布する。

**（質問）**

**第19条** 学生は学修内容に関して質疑がある場合は、質問票や電子メールによって行うことができる。

**（添削指導）**

**第20条** 学生は配布されたレポート課題について、定められた期間内にレポートを提出し、添削指導を受けなければならない。

2 レポートの提出にあたって不正行為を行った者は「通信教育部 面接授業・試験・レポート規程」にもとづいて懲戒される。

**（面接授業・メディアによる授業と卒業要件）**

**第21条** 学生は卒業までに、30単位以上を面接授業、またはメディアによる授業で修得しなければならない。ただし、その内10単位を放送授業によって修得することができる。

**（面接授業）**

**第22条** 面接授業は、本学の校舎または本学が指定する施設において実施する。

- 面接授業の期間、実施細目についてはその都度告示する。
- 本学が必要と認めるとき、他の教育・研究機関による授業を単位認定することができる。

**（印刷物の配布）**

**第23条** 学生の学修活動を補助し、教養を高め、本学建学の

精神を普及するため、各種の印刷物を配布するものとする。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

- 第24条 本通信教育部は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学または短期大学との協定にもとづきその授業科目を履修することを認め、他の大学または短期大学において修得した単位を、別に定める規程により30単位を超えない範囲で、本通信教育部における授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 2 上記の修得単位は、認定単位として評価する。また、別に定める場合を除き、本学則第11・12・13条に定める資格取得のための単位としては使用できない。
  - 3 本条にもとづく履修申込手続、授業料、その他必要な事項は、他の大学または短期大学との協定および別の規程において定める。

## 第6章 試験

(試験の種類)

- 第25条 授業科目の単位修得認定は試験による。試験は、科目修了試験とスクーリング試験とする。

(試験)

- 第26条 授業科目の科目修了試験、スクーリング試験は本学又は本学の指定した場所で行う。

(受験資格)

- 第27条 授業科目の科目修了試験を受けるには、所定の期日までにレポート課題に対するレポートを提出し、受験資格を認められた者でなければならない。
- 2 授業科目のスクーリング試験を受けるには、スクーリング（面接授業、メディアによる授業、放送授業）の出席要件を満たし、受験資格を認められた者でなければならない。スクーリングの出席要件は別に定める。

(成績評価)

- 第28条 試験の成績は秀、優、良、可、不可の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格とし不可を不合格とする。

(単位認定)

- 第29条 試験に合格した授業科目については所定の単位を与える。
- 2 試験に合格しない授業科目については願いにより再試験を受けることができる。

(不正行為)

- 第30条 試験の際に不正行為を行った者は「通信教育部 面接授業・試験・レポート規程」にもとづいて懲戒される。

## 第7章 卒業及び学士学位

(卒業要件)

- 第31条 卒業資格を得るための要件は、次のとおりとする。
- (1) 4年以上在学し、所定の授業科目及び単位数(124単位以上)を修得しなければならない。
  - (2) 前項の124単位のうち30単位以上を面接授業またはメディアによる授業で修得しなければならない。ただし、その内10単位は放送授業でも可とする。
  - (3) 卒業試験または卒業研究に合格しなければならない。
  - (4) 卒業時の通算GPAが1.50未満の場合は、特別試験を受け合格しなければならない。GPAについては、別に定める。

(学士学位)

- 第32条 卒業資格を得た者には学位記・卒業証書を授与する。
- 2 卒業者には次の区分に従い、学士学位を授与する。

学部	学科	学位名称
総合福祉学部	社会福祉学科	学士(社会福祉学)
	福祉心理学科	学士(福祉心理学)

## 第8章 入学、休学、退学、復学、編入学、転入学、転学及び転籍

(入学時期)

- 第33条 入学は、4月と10月とする。

(入学資格)

- 第34条 入学できる者は次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
  - (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
  - (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (4) 専修学校の高等課程（修業年限3年以上の課程であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者
  - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程により大学入学資格検定に合格した者を含む）
  - (7) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大

学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたる者

- (8) 大学において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者で18才に達した者

#### (入学志願手続)

**第35条** 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

#### (入学選考)

**第36条** 入学は書類選考とする。

- 1 年次・2年次・3年次に入学の選考は、教授会の審議を経て、学長が許可する。
- 3 1年次・2年次・3年次に入学を許可された者は、正科生と称する。

#### (保証人)

**第37条** 入学を許可された者は、保護者又は保護者に代わりうる者を保証人とし、これと連署した所定の誓約書を提出しなければならない。

#### (変更の届出)

**第38条** 本人又は保証人が姓名を改め又は住居を変更した場合には、直ちにその旨を届けなければならない。

- 2 保証人を変更する場合は、遅滞なくあらたに新保証人と連署した誓約書を提出しなければならない。

#### (編入学)

**第39条** 次の各号の一に該当する者については、学力その他の事項を審査の上、通信教育部の教授研究に支障のない場合に限り、教授会の審議を経て、学長が編入学を許可する。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者又は1年以上在学し、所定の単位を修得した者
  - (2) 高等専門学校を卒業した者又は4年次修了した者
  - (3) 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることとその他文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る）を修了した者（学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者）
  - (4) 高等学校等の専攻科（修業年限が二年以上であることとその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者（学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者）
  - (5) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校若しくは教員養成諸学校等の課程を修了、又は卒業した者
  - (6) その他前各号に規定する者と同等以上の学力があると本学が認めたる者
- 2 前項に規定する者がその大学等において修得した単位及び在学期間は教授会の審議を経て、学長が認定する。

#### (転籍及び単位の互換)

**第40条** 学生が東北福祉大学の通学の課程に転籍を志望する場合及び東北福祉大学の通学の課程の学生が通信教

育部に転籍を志望する場合には教授会の審議を経て、学長が認定する。

- 2 通信教育部において修得した単位と通学の課程において修得した単位との間には相互に転換を認めることができる。
- 3 前項の学内単位互換に関する規程は別に定める。

#### (休学・復学)

**第41条** 疾病その他やむを得ない理由によって休学を希望する者は、保証人連署の上願出で、学長の許可を得た上で休学することができる。ただし、休学期間は1年とし、通算して4年を超えることはできない。

- 2 休学中の授業料、施設設備資金は免除する。ただし、別添2に定める在籍料を納めなければならない。
- 3 休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

#### (退学・再入学)

**第42条** 疾病その他の事由によって退学しようとする者は、所定の様式により願出で学長の許可を受けなければならない。

- 2 本学に1年以上在学し退学した者で、同じ学科に再入学を志願するときは、審査の上、学長は入学を許可することができる。

## 第9章 科目等履修生

#### (科目等履修生)

**第43条** 本通信教育部の授業科目の一部を履修しようとする者があるときは、収容定員に余裕があるときに限り、選考の上科目等履修生として入学を許可することができる。

科目等履修生の保証人・変更の届出は、第37条、第38条の規定を準用する。

#### (入学・学修継続許可)

**第44条** 科目等履修生は希望の授業科目を選択し所定の手続きを経て入学の許可を受けなければならない。

- 2 科目等履修生の在学期間は1年間とする。1年を超えて在学し学修を継続する場合は、別途定める手続きをとった場合許可されることがある。
- 3 科目等履修生が3年を超えて在学し学修を継続する場合は、3年ごとに別途定める手続きをとった場合許可されることがある。

#### (単位の修得)

**第45条** 科目等履修生が学修した授業科目について科目修了試験またはスクーリング試験を受けこれに合格した場合はその単位の修得を認める。

- 2 前項の場合科目等履修生より申請があるときは単位修得証明書を交付する。

## 第10章 特別聴講学生

### (特別聴講学生)

- 第46条 他の大学または短期大学との単位互換協定にもとづき、本通信教育部の授業科目の一部の履修を希望する者に対しては、収容定員に余裕があるときに限り、特別聴講学生としてこれを許可することができる。
- 2 特別聴講学生の学修の方法、単位の認定、学修の評価については、本学則第15・16・19・20・22・25・26・27・28・29・30条、および別表7の定めに行う。
  - 3 特別聴講学生の履修申込手続、授業料、その他必要な事項は、他の大学または短期大学との協定および別の規程において定める。

## 第11章 学 費

### (学費)

- 第47条 正科生または科目等履修生として入学を許可された者は所定の期日までに別添2に定める学費を納め入学手続をしなければならない。

### (正科生の授業料)

- 第48条 正科生は別添2に規定する授業料（教科書及び学修指導書の費用を含む）及び施設設備資金を納めなければならない。
- 2 修業年限を越えて在籍する者は、授業料を納めなければならない。

### (科目等履修生の授業料)

- 第49条 科目等履修生は、別添2に定める授業料を納めなければならない。
- 2 3年を超えて在籍する者は、3年に一度在籍更新料を納めなければならない。

### (面接授業、実験・実習科目履修費、課程履修費)

- 第50条 面接授業、放送授業、メディアを利用して行う授業、実習科目を履修する者、社会福祉士養成課程に入ることを希望する者は、別添2に定める費用を納めなければならない。

### (納付した学費等)

- 第51条 納付した学費等は原則として返金しない。ただし、別に定める規程により返金を認めることがある。

### (除籍)

- 第52条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て、学長が除籍する。
- (1) 所定の期日以降3カ月授業料の納付を怠った者
  - (2) 第5条に定める在学年限を越えた者
  - (3) 第41条に定める休学期間を越えて、なお修学できない者
  - (4) 長期間にわたり、消息不明の者

### (懲戒)

- 第53条 学生で本学の規則に違反し、又は学生としての本分

に反する行為をした者は、所定の手続きを経て学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学・停学・訓告とする。
- 3 前項の退学者は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
  - (イ) 性行不良で改善の見込みがない者
  - (ロ) 正当の理由がなく出席常でない者
  - (ハ) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学3カ月にわたるときは、その期間を在学期間に算入しない。

## 第12章 学生証及び受講証

### (交付)

- 第54条 本通信教育部の学生（科目等履修生を含む）には学生証を交付し毎年1回書替を行う。

### (携帯及び提示)

- 第55条 試験、面接授業等に出席するとき、その他本学の図書館等の施設を利用する場合には学生証又は受講証を携帯し、要請のあった場合は提示しなければならない。

## 第13章 学則の準用

### (学則の準用)

- 第56条 学生の賞罰その他この学則に別段の定めがない事項については東北福祉大学学則を準用する。

### 附 則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

- 2 この規程は、平成18年4月1日より一部改正施行する。
- 3 この規程は、平成19年4月1日より一部改正施行する。
- 4 この規程は、平成20年4月1日より一部改正施行する。
- 5 この規程は、平成21年4月1日より一部改正施行する。
- 6 この規程は、平成22年4月1日より一部改正施行する。
- 7 この規程は、平成22年10月1日より一部改正施行する。
- 8 この規程は、平成23年4月1日より改正施行する。
- 9 この規程は、平成24年4月1日より、精神保健福祉士法施行規則の改正に伴い、精神保健福祉士受験資格取得に関する指定専門科目および基礎科目を見直す（別添2、4、別表5）とともに、社会福祉学科並びに福祉心理学のカリキュラムを一部変更（別表1、3）し、施行する。
- 10 この規程は、平成25年4月1日より一部改正施行する。
- 11 この規程は、平成26年4月1日より、幼保特別講座の受講学生の受け入れ、年間に履修できる上限単位数の設定、学内単位互換の規程の追加などにより一部改正施行する。
- 12 この規程は、平成27年4月1日より、免許状認定講習に関する事項、学長の権限に関する事項の変更などにより

- 一部改正施行する。
- 13 この規程は、平成28年4月1日より、目的・使命の文言変更、高等学校等の専攻科の編入学などにより一部改正施行する。
- 14 この規程は、平成28年7月1日より、社会教育学科の廃止に伴う規程の削除などにより一部改正施行する。
- 15 この規程は、平成29年4月1日より、平成29年度入学からの授業料変更などにより一部改正施行する。

別添 1

### 【学部・学科の教育研究上の目的】

建学の精神（行学一如）に則り、人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献できる人材育成を目的として、以下の学部、学科を設置する。

#### 総合福祉学部

多角的視野から教育・研究に取り組み、知識、技術、社会的実践力を錬磨し、福祉社会の実現に資する人材の育成を目的とする。

##### ① 社会福祉学科

人間理解のための深い教養と福祉の専門知識を修得

し、福祉領域における問題解決能力を有する人材を育成する。

##### ② 福祉心理学科

人間理解の基礎となる心理学的視点や理論・方法を学び、人々の抱える心理的問題を分析・解決できる人材を育成する。

## 納 付 金

## 1. 諸納金 (単位：円)

	1年次入学	2・3年次編入学	科目等履修生
入学選考料	10,000	10,000	10,000

※入学時、幼保特例講座のみを履修する科目等履修生の入学選考料は免除。

正科生	1年次入学	2・3年次編入学	備 考
入 学 金	30,000	30,000	
授 業 料	80,000	80,000	平成20年度迄の入学者
	90,000	90,000	平成21～28年度の入学者
	100,000	100,000	平成29年度以降入学者
施設設備資金	30,000	30,000	
合 計	140,000	140,000	平成20年度迄の入学者
	150,000	150,000	平成21～28年度の入学者
	160,000	160,000	平成29年度以降入学者

※授業料・施設設備資金は、次年度以降、在学中はスライド制の適用により改訂する。

科目等履修生	金 額	備 考
入 学 金	30,000	
授 業 料	6,000	1単位あたり（平成21年度までは5,000円）
在 籍 更 新 料	30,000	3年間在籍すること必要

## 2. 在籍料（休学期間中）

	金 額	備 考
在 籍 料	10,000	1年間につき。平成17年度迄の入学者は免除

## 3. スクーリング受講料

科目区分	金 額	備 考
講 義 科 目	5,000	スクーリング単位1単位あたり
特講科目・S科目	7,000	スクーリング単位1単位あたり
演習・実技・実験科目	10,000	スクーリング単位1単位あたり

※別カリキュラム間の整合性やコマ数等により、上記以外の金額を設定する場合は機関誌等により告知する。

## 4. 実習費等

区 分	金 額	備 考
社会福祉援助技術現場実習費	80,000	平成20年度迄の入学者 (平成31年度以降は110,000円)
社会福祉援助技術実習費	80,000	平成21～25年度の入学者 (平成31年度以降は110,000円)
	110,000	平成26年度以降の入学者
社会福祉士養成課程履修費	10,000	平成21年度以降入学者
社会福祉士体験学習費	5,000	平成25年度迄の入学者が 平成26～29年度に実施する場合
精神保健福祉援助実習費	85,000	平成23年度迄の入学者
	160,000	平成24年度以降入学者 (A85,000円 B75,000円)
介 護 実 習 費	30,000	
教 育 実 習 費	30,000	
障害者（児）教育実習費	30,000	

※社会福祉士の「相談援助実習」を履修している場合、精神保健福祉援助実習Aのうち60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習を免除する。この場合の実習費の金額は135,000円（A 60,000円 B 75,000円）とする。

## 5. 特別聴講学生・特科生の学費は別途定める。

## 1. 社会福祉士養成課程は、各学年400名とする。

社会福祉士養成課程への登録は、社会福祉援助技術演習Aの面接授業（スクーリング）申し込み時に行ない、学則別添2に定める課程履修費を所定の期日までに納めなければならない。養成する地域は全国とする。

## 2. 単位の算定基準は、学則第16条に定めるものとする。

指定専門科目を面接授業（スクーリング）で単位修得する際の出席時間数は、所定の時間数の2/3（ただし実習については4/5）に満たない場合は、履修認定（単位を修得すること）はできない。ただし、単位修得に必要な出席時間数は、上記以上の出席を求めることがあり、別に告示する。面接授業は1コマ90分とし、1コマを2時間と計算する。

## 3. 演習・実習科目の履修方法は次のとおりとする。

面接授業（スクーリング）における演習・実習指導は1クラス20名を上限とする。

## 相談援助演習（印刷教材等による授業405時間 面接授業46時間）

- 【内訳】 ①社会福祉援助技術演習A 3単位  
印刷教材等による授業135時間 面接授業 7コマ（14時間）
- ②社会福祉援助技術演習B 3単位  
印刷教材等による授業135時間 面接授業 8コマ（16時間）
- ③社会福祉援助技術演習C 3単位  
印刷教材等による授業135時間 面接授業 8コマ（16時間）

## 相談援助実習指導（印刷教材等による授業等250時間 面接授業28時間）

- 【内訳】 ④社会福祉援助技術実習指導A 1単位  
印刷教材等による授業90時間 面接授業 4コマ（8時間）  
体験学習21時間
- ⑤社会福祉援助技術実習指導B 2単位  
印刷教材等による授業135時間 面接授業 10コマ（20時間）  
実習指導 4時間

## 相談援助実習（実習時間180時間）

- 【内訳】 ⑥社会福祉援助技術実習 4単位  
実習時間180時間

※体験学習・実習指導・実習時間は実時間とする。

## 精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する養成地域・課程・履修方法細則

\*平成24年度以降の入学生適用

1. 精神保健福祉士養成課程は、各学年160名（ただし実習受講者80名、実習免除者80名）とする。

精神保健福祉士養成課程への登録は、精神保健福祉援助演習Aの面接授業（スクーリング）申し込み時に行なう。養成課程の定員を超える希望者がいた場合は選考試験を行う。養成する地域は北海道・東北・関東・新潟とする。

2. 単位の算定基準は、学則第16条に定めるものとする。

指定専門科目を面接授業（スクーリング）で単位修得する際の出席時間数は、所定の時間数の2/3（ただし実習については4/5）に満たない場合は、履修認定（単位を修得すること）はできない。ただし、単位修得に必要な出席時間数は、上記以上の出席を求めることがあり、別に告示する。面接授業は1コマ90分とし、1コマを2時間と計算する。

3. 演習・実習科目の履修方法は次のとおりとする。

面接授業（スクーリング）における演習・実習指導は1クラス20名を上限とする。

## 精神保健福祉援助基礎演習（印刷教材による授業45時間 面接授業16時間）

【内訳】 ①精神保健福祉援助演習A 1単位  
印刷教材等による授業45時間 面接授業 8コマ（16時間）

## 精神保健福祉援助専門演習（印刷教材等による授業180時間 面接授業30時間）

【内訳】 ②精神保健福祉援助演習B 2単位  
印刷教材等による授業90時間 面接授業 7コマ（14時間）  
③精神保健福祉援助演習C 2単位  
印刷教材等による授業90時間 面接授業 8コマ（16時間）

## 精神保健福祉援助実習指導（印刷教材等による授業等180時間 面接授業30時間）

【内訳】 ④精神保健福祉援助実習指導A 1単位  
印刷教材等による授業90時間 面接授業 8コマ（16時間）  
⑤精神保健福祉援助実習指導B 1単位  
印刷教材等による授業90時間 面接授業 7コマ（14時間）

## 精神保健福祉援助実習（実習時間210時間）

【内訳】 ⑥精神保健福祉援助実習 4単位 実習時間210時間  
精神保健福祉援助実習A 2単位 120時間  
精神保健福祉援助実習B 2単位 90時間

※実習時間は実時間とする。

## 通信教育部 面接授業・放送授業・メディアを利用して行う授業・試験・レポート規程

### (目的)

第1条 この規程は、東北福祉大学 通信教育部学則にもとづき、面接授業・放送授業・メディアを利用して行う授業・試験・レポートの実施方法について定める。

### (面接授業・放送授業・メディアを利用して行う授業の告知)

第2条 面接授業・放送授業・メディアを利用して行う授業の開講日時、時間数、受講料、実施上の細則は、学生に配付する補助教材・機関誌により告知する。

### (科目修了試験の告知)

第3条 科目修了試験は1科目あたり45分で解答するものとし、受験料は無料とする。試験日時、実施上の細則は、学生に配付する補助教材・機関誌により告知する。

### (試験の際の不正行為)

第4条 試験にあたって、不正行為を行った者は、当日のすべての受験科目を不可とするとともに、通信教育部委員会の議を経て、学長が決定し、通信教育部長が懲戒する。

### (印刷教材、レポート課題の提示)

第5条 各科目ごとの印刷教材（教科書）、レポート課題、レポートの提出方法は、学生に配付する『レポート課題集』により告知する。印刷教材（教科書）、レポート課題が変更になった際の旧教科書、旧課題の学習有効期限、その他補足事項は、別途学生に配付する補助教材・機関誌により告知する。

### (レポートに関する不正行為)

第6条 レポートの提出にあたって、他者と酷似するレポートを提出した者、およびレポートを売買した者は、不正行為を行ったものとみなし、当該レポートを再提出評価とするとともに、担当教員と通信教育部長が協議のうえ、通信教育部委員会の議を経て、学長が決定し、通信教育部長が懲戒する。

### (懲戒)

第7条 懲戒の種類は退学、停学、一定期間レポート提出不可、一定期間科目修了試験受験不可、譴責、および戒告とする。